

【Q&A】障害者対象の採用試験における受験資格について、よくあるお問い合わせについて掲載いたします。

<診断書・意見書について>

Q1：身体障害者手帳を持っていませんが、診断書で受験することは可能ですか？

A1：可能ですが、条件がございます。都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害については、指定医によるものに限る。）を有する方となります。

Q2：診断書・意見書はいつの時点で有効である必要がありますか？

A2：受験申込日および試験日当日において有効である必要があります。書類の発行時期や内容については、事前に十分に余裕を持ってご確認ください。